

第2回三重県南海トラフ地震対策強化推進本部会議 概要

開催日時：令和7年11月12日（水）

15時15分～15時30分

○副本部長（防災対策部長）

「第2回南海トラフ地震対策強化推進本部会議」を開催する。

5月20日の第1回会議では、南海トラフ地震への切迫性が高まる中、県として一体的に地震対策を強化し推進していくことを目的に本推進本部を設置し、庁内の体制や今後の取組の方向性について確認を行ったところ。

本日は、「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」にかかる取組の9月末時点（上半期）の進捗状況を確認・共有し、更なる取組の推進につなげていきたいと考えている。

事務局より、議題（1）「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」にかかる進捗状況について、説明する。

（事務局）

※配付資料1～2について説明

○副本部長（防災対策部長）

以上の説明についてご意見、ご質問等があればお願いしたい。

（本部長代理（危機管理統括監））

・うまく進んでない取組やまったく進んでいない取り組みはないのか。

（事務局）

・すべての取組について進めており、滞っているものはない。

（本部長（知事））

・県庁前公園の流下式マンホールトイレはいつできるのか。

（本部員（県土整備部理事））

・令和8年8月頃に利用可能となる。

○副本部長（防災対策部長）

医療保健部と県土整備部から取組方針に係る取組事例について紹介いただきたい。

(本部員（医療保健部長）)

- ・資料1の取組番号35番について、能登半島地震のときはDMAT隊員がいち早く参集し、現地で活動した。DMATの必要性はますます高まっており、DMAT隊員を増やしていくために、県独自でローカルDMATを養成している。DMAT隊員からは、DMATを育成するだけでなくDMATコーディネータも養成していかないといけないとご意見をいただいたため、来年度、DMATコーディネータ養成のための支援を行っていく。

○副本部長（防災対策部長）

続いて県土整備部から説明をお願いする。

(本部員（県土整備部理事）)

- ・取組番号31、76で取組を進めている道路啓開計画について、今年4月に道路法が改正され、災害時の緊急車両の通行確保に向けた土砂やがれきの撤去等、障害物を取り除く道路啓開が法定化された。
- ・道路管理者としては、今年6月に、これまでの海側ルートに加えて、山間部の道路啓開ルートを追加し、広域受援ルートや孤立集落対策として、三重県道路啓開計画を見直したところ。
- ・さらに道路啓開計画の法定化に伴い、中部ブロック4県に長野県南部を加えた地域について、国が中心となり、各道路管理者・NEXCO・警察・防災部局・自衛隊・建設業協会等で構成される中部道路啓開計画協議会を立ち上げ、今年度中の計画策定をめざして取組を進めている。
- ・令和8年度には、県内に絞った詳細の道路啓開計画を策定予定。
- ・県内の道路啓開の中心となる建設業協会では、令和7年11月21日に災害対応実働訓練も実施する予定。道路啓開をふまえたより実践的な訓練を実施いただく予定であり、建設業協会とも連携していく。

○副本部長（防災対策部長）

全体を通じて、副知事、統括監、ご意見があればお願いしたい。

(本部長代理（危機管理統括監）)

- ・まずは各部局におかれては内容充実していることに感謝する。今後も引き続き、取組を進めていただくようお願いする。
- ・被害想定策定作業を進めており、年度末に出来上がる予定。被害想定が完成すると、取組の見直しが必要なものもでてくるため、対応いただきたい。
- ・被害想定策定後、条例や計画を策定する予定であるため、準備をしていただきたい。

○副本部長（防災対策部長）

最後に知事からコメントをお願いする。

（本部長（知事））

- ・ 80項目99の取組に選定していただいた取組を実現するために防災対策部はもとより、医療保健部、県土整備部など各部局にご協力をいただいていることに感謝する。
- ・ 医療保健部は能登半島地震を参考に、特に MCC について、病気になられた方、けがをされた方などを被災地の外に、場合によっては県外に運ぶ必要があり、現在、すでに医療関係者のみなさまと議論をしていただいているが、なるべく早く結論が出せるよう努力をしていただきたい。
- ・ 県職員の宿泊先のホテルについて、まずは本庁周辺のホテルと調整を進めているが、本庁がヘッドクォーターで24時間対応をする必要がでてくるため、交代で休んでもらう施設を確保するのは重要であり、なるべく早く協定を締結できるようにしてほしい。
- ・ 本庁以外の地方部についても、職員が休むためのホテルの確保が必要になるため、地方部の近くにあるホテルとの協定の締結についても検討してほしい。
- ・ 津波災害警戒区域の指定についても、早いタイミングで進めてほしい。
- ・ 知事指示事項として、次の3点を指示する。

1 「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」に掲げる取組について、引き続き、不断の見直しを進め、具体的な取組を充実させるとともに、可能な限り早期に対策を完了するよう全力を挙げて取り組むこと。

2 南海トラフ地震に対しては、津波や建物倒壊等による直接死を減らすとともに、災害関連死を出さないという強い思いで、スフィア基準の考え方に基づいた避難所の生活環境の向上にかかる取組を推進すること。

3 事前防災対策を徹底的に進めるため、県、市町、地域、企業、NPO 法人、ボランティア団体、県民一人ひとり等、様々な主体が総力を結集して南海トラフ地震に備えるための体制づくりに努めること。

- ・ 指示事項の1番と3番については関係者と調整を進めていただき、2番の避難所の環境整備について、今年度の予算としても大きな目標としており、スフィア基準の一人当たり3.5㎡を充足しているかについて、防災対策部で調査しているが、市町でできているところもあればできていないところもあるため、充実していただきたい。

○副本部長（防災対策部長）

各部局等においては、知事指示事項等をふまえ、引き続き南海トラフ地震対策を推進していただくようお願いする。

なお、令和7年度末の第3回本部会議では、新たに作成する南海トラフ地震被害想定の内容や、令和8年度策定予定の南海トラフ地震対策に特化した条例や計画についてご説明させていただく予定。

以上で「第2回南海トラフ地震対策強化推進本部会議」を終了する。